徳島県告示第五百四十三号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のと

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

おり届出があった。

令和二年九月一日

防福祉用具	株式会社マザー 同 両国本町二丁目一六 福祉用具の店 マザ 徳島市両国本町二丁目一六 介護予防福	組合 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	名 称 所 在 地 名 称 所 在 地 種 類	指定介護予防サービス事業者 指定介護予防サービス事業を行う事業所 サービスの	
		地阿南市津乃峰町新	所	Mサー ビス事業を行う車	
	六	番	地	業所	
京 防福祉用具 子	祉用具貸与 介護予防福	テーション が護予防通		サービスの	
回	日十日 以用	11十七日 安和二年五月	の受理日	田田の上瀬	
同	同	令和二年七月	年月日	廃止	